

## 2026年2月2日市長定例記者会見 会見録

### ◆司会

それでは、ただいまから、市長定例記者会見を始めさせていただきます。  
市長、よろしくお願いいたします。

### ◆市長

はい。よろしくお願いいたします。今日、発表案件は3件です。  
令和7年度2月補正予算案と、それからプレミアム付きデジタル商品券第3弾の実施、3番目は静岡市インクルーシブ雇用推進企業誘致制度の開始、この3つになります。

まず、令和7年度2月補正予算です。まず概要についてですけれども、総額としては、一般会計で116億4,990万円の増額、特別会計では76億、次のページの方がいいです、はい。特別会計では76億6,957万円の増額、企業会計では37億533万円の減額、全会計合計で156億1,414万円の増加になります。

補正後の2025年度予算額ですけれども、全会計合計で7,720億5,594万円、一般会計は4,206億9,345万円となります。内容はこういうこととなりますが、そして、ここで物価高騰対策、教育環境の充実、地域経済の活性化、その他、この4つ、3つの柱と1つ、その他ということになります。次、お願いします。

全体の総額ですけれども、ちょっと、はい、2025年、この金額、一般会計116億になっていますけれども、2023、24、25年並みということになります。

それでは、一つひとつ、中身についてご説明いたします。はい。

まず、救急医療を担う病院に対する支援ということですが、公的病院の赤字というのが全国的にも問題になっていますが、静岡市でも非常に大きな赤字が発生しています。市立病院、公的病院ですけれども、地域の基幹的な病院として、不採算医療である救急医療を担っていただいています。

この病院の問題ですけれども、2024年に診療報酬の改定が行われていますが、診療報酬は国が単価を定めていますので、自由に単価を設定できないという構造的な問題があります。したがって、物価高騰の影響を受けると、そのまま病院の経営状況に影響が発生するということになります。最近、物価は非常に厳しい状況ですので、物価高騰が続いている状況ですので、病院の経営もそれによって大きく圧迫されています。

病院に対する支援ですが、全体としては国が医療・介護等支援パッケージ、それから重点支援交付金の双方で支援するという枠組みを作っています。国は国で行っていますが、市が行うべきところというのは、不採算医療としてやって

いただいている救急医療、この部分について支援・補正をしていこう、この重点支援交付金をそのまま使って支援するということになります。

中身になりますけれども、金額ですけれども、市立病院、静岡病院、清水病院、それから公的病院は、赤十字、済生会、清水さくら病院になりますけれども、それぞれ救急医療をやっていただいていますので、救急医療の大きさに応じて金額を設定するということになります。応じてといっても単純比例ではなくて、たくさんやっていただいているところには、その分割り増しが行くような制度になっています。国が、こういった制度も基本的にはそういった割り増しをするような制度になっていますので、それに準じた形にしております。次、お願いします。

次は、こども園・保育園等に対する支援です。これについても同じく、物価高騰でこども園・保育園等で必要な物品や食料品の購入経費が増大しています。なかなか値上げというわけにもいきませんので、そういった点で安定的な保育環境の維持を図るために支援するというものです。これも国の交付金が出ていますので、国庫重点支援交付金と、それから国庫支出金を利用して、これらの対象施設、こども園に対して、あるいは幼稚園・保育所に対して支援を行うというものです。これは認可保育園ですけれど、認可施設ですけれども、認可外の保育施設についても支援を行うということにしています。次、お願いします。

次は農業者に対する支援です。これは、世界的な穀物需要の増加、エネルギー価格の高騰、円安などの国際状況の変化を原因に、農業生産資材や販売資材の高騰が続いていますので、その分について支援するということです。これも重点支援交付金を使いながら、一般財源も利用して農業者に対する支援を行いますが、大事なところは、全ての農業者ということではなくて、やはりこれから農業の生産性を向上していかないといけない、あるいは大規模化をしていかないといけないので、それを行っていただいている認証農業者であるとか新規就農者、販売額が500万円以上の方、あるいは環境負荷低減の取り組みを行っていることが確認できる方、そういう方々、600経営体に対して支援を行うというものです。次、お願いします。

中小企業への支援については、これも重点支援交付金と一般財源を使用しますが、これは中小企業等の事業高度化補助金ということですので、これは、とりわけ生産性向上に向けた設備投資やデジタルツールの活用による業務効率化を支援するということになります。やはり中小企業、人手不足が顕著です。競争力を高めていくために、あるいは生産性の向上ということが必要ですので、こういった支援をしていくということになります。次、お願いします。

次は教育環境の充実ですけれど、これは事業としての前倒しになります。トイレの洋式化は進めていますけれども、早くやっていく必要があるということで、2030年度までに全ての市立の小・中学校のトイレの洋式化を完了するということで進め

ていますが、国の補正予算を活用して、国庫支出金を活用して、早めに発注していただくということです。今のところ2030年度までにとすることは変わりませんが、一日でも早く完了できるように、こうやって補正予算を活用して国の支援も活用しながら実施していくということになります。次、お願いします。

これも同じく小・中学校の特別教室の空調設備ですけれども、これも本格的に始めましたが、既に実施していますけれども、これも2023年度から2026年の夏までに完了予定ということにしておりますので、これも国の補助金、補正予算を活用して早めにしていただくということになります。これで2025、26年度ですから、2026年度ということになりますが、中学校の特別教室の空調設備は完了ということになります。

この後、これで特別教室の空調設備が完了になりますので、もうひとつの課題は、体育館の空調設備の導入ですけれども、これについては2026年度からモデル校3校で初めて、今の予定ですと2033年ぐらいまでかかるかもしれませんが、体育館の空調も入れていくということにいたします。次、お願いします。

地域経済の活性化ですけれども、これは柑橘の共同の選果場の整備に対する予算です。これは県の支出金となっていますけれども、これは国から支出されてきて、県を通じて市に来るというものです。国の補助制度を利用して、柑橘の共同選果場を整備します。共同と言っているのは、これは、事業者はJAしみずになりますけれども、焼津、島田、藤枝、牧之原市と静岡市が共同でということになりますので、共同事業として選果場を整備することになります。

もうちょっと共同の意味を正確に言うと、JAしみずがやりますけれども、これにJA大井川、JA榛南が加わって、それらの柑橘類について共同選果をしていくということになります。次、お願いします。

こちらは碾茶炉ですね。今、抹茶が非常に不足していますけれども、静岡市においても、それに対応していくために、碾茶炉の整備を進めていますけれども、この碾茶炉の導入について、補正予算を活用してマルカブ佐藤製茶さんの碾茶の製造ラインの導入について助成するというものです。本年度も一つ施設が稼働して、これは足久保ティーワークさんですけれども、稼働して碾茶炉が稼働し、抹茶の生産が拡大してきていますけれども、そういった碾茶炉の整備に関して、マルカブ佐藤製茶さんに助成するというものです。

この会社にとということではありますけれども、この碾茶に対しては、生産者、お茶の生産者が、ここで製造してもらうということになるので、碾茶にするためには生産自身も変えていかないと、お茶の生産、農地での生産方法も変えていかないといけないので、全体としてのお茶の競争力強化に繋がると考えており、茶生産の競争力強化に繋がると考えています。次、お願いします。

その他ですけれども、市民文化会館の再整備ですけれども、いろいろな経緯があ

りましたけれども、当初は耐震補強もする予定でしたけれども、非常に高額になるということで入札不調もありました。そういったことを踏まえて、当面、耐震補強はしなくても一定の安定性・安全性は確保できるということが確認されましたので、耐震補強は先送りして、老朽化している設備の更新、それから外周の補修、それから天井、特定天井という吊り天井なっているようなところの改修、これを行います。設計を今までやってきましたが、2026、2027の2年間で改修工事を実施して、2028年1月から一部開館になります。

この文化施設については需要が非常に多くて、今、グランシップ、あるいはマリナートは予約が取りにくくなっておりますけれども、一刻も早くこれを供給して、文化施設の需要に応えるようにしたいと考えております。次、お願いします。

それから災害用備蓄物資の購入ですけれども、能登半島地震の教訓を踏まえて、トイレ等の避難所の生活環境を抜本的に改善する必要があります。TKB、トイレ・キッチン・ベッド等ということになりますけれども、言われていますけど、その改善が必要だということで、これから2026年から5年間で備蓄を強化していくということになります。

具体的には何かというと、プライバシーの確保のためのパーティション、それからトイレ、オストメイト対応トイレというものと、それからテント、これも簡易テントですけど、こういったものをしっかり確保していきたいと考えています。5年間となっていますけれども、パーティションとオストメイト対応トイレについては、この予算をもって完了するということになります。

それから、自治会と行政間の行政連絡システムですけれども、これが手作業であったり、まだまだ非効率な手続きが残っていますので、そういった申請手続きを効率化しつつ、デジタル、インターネット等の力を活用して新しいシステムを構築することです。自治体がインターネット上で市からの連絡内容や、確認や手続きを行うシステムを構築することです。やはり自治会活動は非常に重要ですが、手間がかかるわけですけれども、役員の担い手不足とか業務負担が増大していますので、なり手がなかなか見つからないというような状況がありますので、少しでも自治会業務の負担軽減をしたいということになります。次、お願いします。これは救助実施市の指定に向けた災害救助基金の設置です。静岡市は、災害対応力の強化を進めていますけれども、救助実施市というのは、災害救助法に基づき内閣総理大臣から指定を受けた政令指定都市を指しますけれども、政令指定都市、静岡市は政令指定都市でありますけれども、災害救助法に基づく指定を受けておりませんので、これを受けることにします。

そうすると、県に代わって自らの事務として被災者の救助事務を行えることとなります。今までは、どうしても県の事務を通じてということになりましたが、市としてこれを直接できるようになります。ただ、そのためには基金を置きなさいというこ

とになっていきますので、今回この指定のために基金を設置するということとなります。それによって、今年の4月1日から国による救助実施市に指定されるという予定です。以上になります。

次ですけれども、プレミアム商品券です。これについては、実施することを発表しておりましたけれども、実施時期が決まりましたので発表いたします。お手元にあるかもしれないのですけれども、これが「しずく商品券の案内」という、こういう見開きになっていきますので、ちょっと細かい手続きがあって、なんか面倒くさいなど感じるかもしれませんが、皆さん、すでにこれで実施していただいていますので、すでに経験のある方は円滑に応募ができるのではないかなと思います。そして、そうでない方もこういう利用者向けのサポート窓口が、いろいろ設置されますので、こちらを見ていただければ、相談していただければと思います。

内容ですけれども、デジタル商品券と紙の商品券に分けて、2月10日から受付を開始します。デジタル商品券、その前に発行数ですけれども、67万口ですので、全市民に1口分相当ということになりますが、希望されない方もいらっしゃると思いますので、その分が余ることになりますので、その部分はこちらのデジタル商品券の2口目に充当するということになります。

対象者は市内在住者、デジタル商品券は家族による代理申し込みが可能になります。今まで使っていただいているアプリで行って、5,000円で1万円分の商品券を販売します。1人2口まで、これはしずく商品券事業に参加する市内の店舗、非常に幅広く使えることになります。

もうひとつですけれども、紙の商品券ですけれども、デジタルはやはりちょっと使いづらいという方については、紙の商品券をご用意しましたが、こちら、発表時ですと75歳以上にしておりましたが、いろいろご意見を伺った結果、65歳以上の市内の在住者で、デジタル商品券が難しい方については紙の商品券、具体的にはJCBのギフトカード5,000円分、1,000円券を5枚発行するということになります。こちらは1人1口に限らせていただきます。デジタルとの併用は不可ということになります。JCBのギフトカード取り扱い店舗には使えることになります。どこで使えるかは、後ほどご質問があれば詳しくご説明します。65歳以上にしましたが、こちらは事務費もかかるということで、できる限りデジタルの商品券で申し込んでいただきたいと思います。

それから、いつから使えるかというのが、これです。申し込みは2月10日から3月10日までの1ヶ月間で、先着順ではありません。利用期間は4月1日から使えるようになります。おそらく、商品券については全国でいろいろ始めているとは思いますが、4月1日から始めるというのは、かなり早いのではないかなと思います。私自身は担当者に早くやるようにというお願いはできるのですけれども、担当者が頑

張らないと実現しないので、4月1日からできるようになったというのは非常に早いと思いますので、担当者が頑張った結果だと思っています。ぜひ4月1からです、この2月10日から3月10日の間に申し込んでいただければと思います。こちら、紙の商品券については、先ほどのチラシの専用ハガキがありますから、そういったもので事務局宛に郵送していただいて、手続きが始まるということになります。以上、しずく商品券についてです。

最後に静岡市インクルーシブ雇用推進企業認定(注:正しくは「認証」。以下同じ)制度というのを開始しますので、ぜひご応募をお願いしたいというものです。

何かと聞き慣れない言葉だと思えますけれども、ちょっとずつと下に行っていたら、障害者雇用については法律で定められていて、企業規模に応じて何人ということになっていきますけれども、ちょっと下げて、ここで、障害者雇用は障害者手帳を持っている方が対象になりますけれども、障害者手帳を持っていない方でも、持っていない障害者という方がいらっしゃいます。それから難病患者、ニート、ひきこもり、ひとり親、あるいは過去1年間に正規雇用していない就職氷河期世代の方々を対象で、働きたいのだけれど、なかなか働き場所が見つかりにくいという就労困難者に対して、就労を促進するために、こういう制度を設けるということです。

先ほど、これですけれども、障害者雇用は法定ですけれども、静岡市としてはインクルーシブ雇用ということを促進して、こういうことをやってくださっている方については、静岡市インクルーシブ雇用推進認証企業ということで認証して、こういう素晴らしい取り組みをしている企業です、ということを紹介していきたいと思っています。

2月10日以降、静岡市地域包括ケア推進課で申請を受け付けます。やはり静岡市は、安心感がある温かい社会にしたいというふうに言っていますけれども、こうやって働きにくい方々についても、働きやすい働き場が見つかるように、働くところが見つかるように支援していくということが大事だと思っています。

やはり雇用がある、それで所得があり、社会との繋がりも深まるということが大事だと思いますので、ぜひぜひ関心を持っていただいて、積極的に応募いただければと思います。発表は以上になります。ありがとうございました。

#### ◆司会

それでは、ただいまの発表案件についてのご質問をまずはお受けをしたいと思います。はい、ご質問の方いかがでしょうか。はい、NHKさん、お願いいたします。

◆NHK

すみません。NHKです。プレミアム付きデジタル商品券についてなんですけれども、先ほど市長もいろいろなご意見等ありましたら、紙の方にも年齢要件の再検討を踏まえて、ご意見等を踏まえというふうにありますけど、ただ具体的に何かどれぐらいそういった意見が数多く寄せられたのかとか、そういったところ、なんか再検討に至った要因等というのを、改めてご説明いただいてよろしいでしょうか。

◆市長

それは、担当がしっかり受け付けていますので、担当から説明いたします。

◆商業労政課長

はい。ご質問ありがとうございます。商業労政課長の小林でございます。12月に補正で予算を確保いたしまして、その後お電話等でいろいろなご意見をいただいたところですが、概ね100件ぐらいのお電話が…。失礼しました、300件ぐらいのいろいろなお問い合わせの中で、3分の1程度が年齢要件に関するお問い合わせや、あとは少し緩和してくれないかというような内容がございました。聞ける範囲で年齢を伺ったところ、やはり60代後半の方、70代の方、その方から年齢に関するお問い合わせが多かったために、このような見直しに至りました。以上です。

◆NHK

ありがとうございます。

◆市長

追加ですけど、市議会議員の皆様も地域の声をいろいろ聞いておられますので、市議会議員の皆さんからもやはり年齢制限をもっと緩和すべきだというようなご意見をいただきましたので、それも踏まえて今回の対応にしております。

◆司会

はい、その他、ご質問いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、発表案件については以上とさせていただきます。続きまして、幹事社質問に移りたいと思います。中日新聞さん、よろしくお願いいたします。

◆中日新聞

幹事社の中日新聞です。よろしくお願いいたします。2点伺います。まず1つ目が、リニ

ア中央新幹線、静岡工区のトンネル工事を巡る大井川の水資源の保障に関する確認書が、先月24日にJR東海と静岡県、国や流域市町の立会いのもと締結されました。大井川上流部の流量が減るとJRが予想してから12年が経過する中での締結となりましたが、市長はこの確認書をどのように評価されていますか。また、確認書が静岡市のリニアの有識者協議会に与える影響はありますでしょうか。お願いします。

#### ◆市長

はい。評価ということですが、まず12年ということについて申し上げたいと思いますけれど、非常に長い年月ということになりますけれど、少し個人的な話になりますけれど、私が静岡県の副知事になったのは2014年の5月です。当初、リニアの担当ではありませんでしたけれど、これは自ら担当になり、やはり技術的な問題をしっかり詰めることが必要ですので、自ら担当になることを知事をお願いして、2016年から担当になりました。

その頃ですけれど、JR東海の水問題の深刻さについての認識の不足、あるいは調査分析の不足ということを改めて思い出します。本当に、はっきり申しますが、ひどかった、ひどい対応だったと思います。初動での対応の不十分さが、やはりJR東海への不信感に繋がって、その後、長く時間がかかる結果の大きな原因になったのだと思います。

信頼を一度失うと、いや、不信感が発生すると、しっかりとした調査をやっている、どこか隠しているのではないかと、そういったことに繋がりますので、やはり最初の不信感というのが、後々に響いているのではないかなと思います。現在も完全には払拭されていないのではないかなと思います。

ご質問の文書による確認を締結したことですけれど、これは大井川流域の皆さんが安心するための材料の1つになったのではないかなと思います。

大事なことは、いったん着工すると、この中下流域の水問題については、法律あるいは制度上で水資源への影響を規制できないということです。例えば、盛土についての規制ですけれど、これは、着工後も盛土対策法の規制がしっかりかかり、着工前にもう一度、環境影響評価とは別に盛土対策法に基づく規制がかかりますし、そして、着工後もその規制が機能することになりますけれど、繰り返しになりますけれど、この中下流域の水資源への影響については、着工した後は規制が及ばないということになります。

したがって、着工前に事前にしっかりと影響を評価・分析して対応策を定めるというのが、まず第一、2番目では水資源への影響が、実際に工事を始めて水資源への影響が生じた場合にどうするかということですが、それについてはJR東海が機能回復、その他の水利用継続に向けた措置をしっかりとる、適切に講じるとい

うことを確保するということが大事だと思いますので、そういった点について国土交通省立会いのもとに、文書で確認されたということは、極めて重要だと認識しております。

本当に、大井川流域の首長あるいは利水者、市民の皆様、そして県民の皆様も、長い間、対応に苦慮されていましたが、文書の締結は一つの大きな成果ではないかなと思います。これまで継続して対応されていた、特に対話ですね、しっかりと対話されてきた皆様に敬意を表したいと思います。

そして、もうひとつのご質問で、それが市の協議会に影響するかということですが、これも、まず市の立場ですけれど、市はこちらの利水者関係のところには加わっていないということになります。今回の確認についても、市は加わっていないということになりますけれど、市の立場がどういうものかという、まずは、静岡市は環境影響評価法の規定に則って、リニアが静岡市の行政区域内を通過しますので、直接の関係自治体であるということで、環境影響評価法に基づく方法書の提出が2011年9月にJR東海から受けています。これは静岡県と静岡市だけになります。したがって、環境影響評価法の規定に則って、つまり直接の関係自治体として対応してきたということになります。

水問題について、中下流域の水問題について、なぜ静岡市が関わっていないかという、環境影響評価法には関係するわけですけれども、中下流域で静岡市は水利用していませんので、そういった面で中下流域の水利用自治体には加わっていないということで、今回の確認には加わっていないということになります。

そして、ちょっと寄り道しましたけれども、静岡市中央新幹線建設事業影響評価協議会に影響するかどうかということですが、これは中下流域の水資源への問題と、上流域の南アルプスの生態系の影響は別の問題だと考えています。水が減少するという、トンネルに水が流出して大井川の流量が減少するという、現象は同じですけれど、影響の仕方は、リニアが通るトンネルのすぐ上のところの生態系への影響という問題と、大井川を下って中下流域の水資源への影響というのは、ちょっと別問題、別の影響のしかたをしますので、そういった点では協議会、市の協議会への影響は、今回の確認書は、確認の問題は影響を与えることはないと思っています。

今、残っているのは、希少種の代償措置の問題、あるいは藤島発生土置き場の安定性の問題が残っていますので、これについて協議をしっかりと市の協議会で進めていきたいと考えています。以上です。

#### ◆中日新聞

はい。ありがとうございます。2問目に衆院選についてなんですが、衆院選が公示され、選挙期間も中盤に差し掛かってきました。今回の選挙の争点のひとつが物

価高対策ですけれども、市も今日の補正で事業者向けの物価高対策を発表されましたけれども、改めて静岡市として国に求める施策などがあれば教えてください。

◆市長

結論から言うと、静岡市としては選挙の公平性であるとか、行政の中立性を踏まえて、この場での国への具体的な要望というのは差し控えたいと思っています。内々では、いろいろな消費税の減税が、どういう世帯にどういうふうに影響するのかなとか、物価高との関係であるとか、そういったことを、個人的にとった方がいいかもしれませんが、そこは市長としてしっかりと把握をしておかないといけないので、分析はしていますが、それを言うと、どこを応援しているような形が出てまいりますので、市長としても、静岡市としてはもちろん、市長としても問題については、国の今の政策というよりも、各政党、各候補者がそれぞれの立場から自らの考えや政策を国民の皆様にご訴えておられることに関して、具体的な言及は差し控えたいと思います。以上です。

◆中日新聞

ありがとうございました。

◆司会

はい、それでは、幹事社に関連したご質問をお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。はい、静岡朝日テレビさん、お願いいたします。

◆静岡朝日テレビ

静岡朝日テレビです。よろしくお願いたします。お答えいただけるかどうかちょっと分かりませんが、消費税に関してなんですけれども、各政党がいろんな主張をしています。例えば、食料品に関しては時限的にゼロにするとか、あとは一律5%にしてインボイスを廃止にするとか、いろいろあると思うんですけど、自治体の首長として、現状、難波市長は前回の市長定例で、財源が確保できていなければ消費税は廃止するべきではないというお考えだったと思うんですけど、現時点で難波市長が考える最善の消費税に関する政策っていうのは、どういったものだと思いますか。

◆市長

はい、ありがとうございます。最善というのはなかなか分析をしっかりとしてみないとわからない問題で、そして分析も、その分析力、分析の限界もありますので、これが正しいということはないと思います。

ただ、分析は、おそらく各党も、皆さんわかっておられるのではないかと思いますけれども、あまりそこを言っても評価されないので、やはり結果をしっかりと訴えられているのではないかと思いますけれども、あまり、先ほど申しましたように、具体的な話は避けたいと思います。

消費税を減税すると、どういう影響が出るかだけ申しますと、消費税を減税すると、例えば、食料品について減税すると、誰に減税効果がどのくらいいくかというのは計算できるわけです。それから、今度は消費税を5%減税しても、恩恵はみんな受けるのですけれど、誰がというよりも、どういう所得層に言った方が正確かもしれませんけれど、どういう所得層に影響が出るかというのもわかるし、廃止したらどこが影響を受けるかというか、恩恵を受けるかが出るわけです。そういうこともやはり分析する必要があるし、それから、もうひとつは物価高の関係ですけれども、よく言う減税をしたら、ちょっとこれ、ここまで言うと、やめときます。

減税効果はもちろん出るのですけれど、減税と物価上昇の関係というのは、今の経済状況が需給ギャップ、需要が足りない、よく需給ギャップといいますけれども、需要不足の状態にあるのか、供給不足の状態にあるのかというところで、この影響が変わってくるわけです。ですから、本当はそういうところをしっかりと分析すると、消費税減税をすると社会で何が起きるのか、どういう人たちに減税効果が発生しつつ、それが物価高にどういう影響し、物価高に影響すると誰に影響するのかというのは分かるわけで、本当はそういうことをしっかりと分析をした上で、皆さん、ご主張されるのが本来ではないかなと思います。

そういった意味で、前は財源なきという話をしましたけれども、やはり本来はしっかりとした分析をした上で、各政党が、あるいは各候補者が主張されるべきだろうとは思いますが、具体的な話は差し控えたい、具体的な言及は差し控えたいと思います。以上です。

◆静岡朝日テレビ

ありがとうございました。

◆司会

はい。その他、幹事社質問に関連したご質問いかがでしょうか。はい、中日新聞さん、お願いいたします。

◆中日新聞

すいません。中日新聞です。お願いします。

ちょっと、衆院選について、首相の衆院解散権について、市長のお考えを伺います。伊東市では、今年度5度目の選挙となります。市長は以前、伊東市長選に絡んで首

長の解散権について一定の制限が必要との見解も示されました。首相と首長の解散権の行使は、根拠とする法令なんかも違いますし、性質、あと政治的な構造も異なりますけれども、市長は首相の解散権のあり方について、どのようにお考えでしょうか。

◆市長

はい。首相の解散権は総理の専管事項ですので、それはそれで特にコメントといいますか、意見はありません。各基礎自治体の首長の解散権については前、申し上げましたが、それも基本的には法律はちゃんとできているわけですが、法律で想定されないような理由をもとに、状態で解散をされる方が時々いらっしゃるの、そういう、元々法律が想定されていなかったようなことについて、のような状態である種不適切な解散権の行使のようなものは防ぐ必要があるの、基礎自治体の解散権の、基礎自治体の首長の解散権の行使については、何か考える余地があるということです、はい。国の問題とは別と考えております。

◆中日新聞

はい。ありがとうございました。

◆市長

はい。その他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。  
それでは、その他のご質問があればお受けをしたいと思います、いかがでしょうか。はい、静岡朝日テレビさん、お願いいたします。

◆静岡朝日テレビ

何回もすみません。朝日テレビです。サッカースタジアムについて伺いたいのですけれども、まもなく新年度当初予算案がまとまると思うのですけれども、現状お答えいただける範囲で、ENEOSの遊休地に関して何か決まっていることがあれば教えてください。

◆市長

はい。まだ、ENEOSさんとの協議は続いているところですので、現時点では何も申し上げる、今まで以上に申し上げる状態にはないと思っています。  
ただ、2月初旬までには何らかのという話をしておりましたので、2月10日までには、やはり次の説明が必要だと思っていますので、今、そういう段階にありますけれども、今日時点では今までよりも前に進んだというようにお話をできる状態にはないということになります。

◆静岡朝日テレビ

ENEOSの遊休地にタンクがあると思うのですけれども、難波市長はそのタンクに関しては市で撤去するお考えがあるのか、それとも土地所有者であるENEOS側に求めていきたいのか、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

◆市長

それは、内容についてはENEOSさんと協議中ですけれども、その点についてはENEOSさんが撤去するというので協議は進んでいます、はい。

今、問題になっているのは、ENEOSさんと協議中になっているのは、その問題、誰が何を実施するかという問題よりも、どの面積を市が購入してとか、そういうところになりますので、実際の、例えば土地区画整理事業で行うであるとか、それからタンクの撤去は誰が行うとか、そういったことについては、もうすでに内々の合意済みで、その合意をもとに今、最終的な協議を行っているという状況にあります。

◆静岡朝日テレビ

ありがとうございます。

◆司会

はい。その他のご質問、いかがでしょうか。はい。日本経済新聞さん、お願いいたします。

◆日本経済新聞

日本経済新聞です。2月10日までには次の説明っていうふうに、今おっしゃいましたけれども、例えば、このときまでに最終合意っていうのができなかった場合っていうのは、何かどういう、その後のスケジュールはどうなっていくのでしょうか。あと、その可能性っていうのもないわけではない状態なのか、いかがでしょうか。

◆市長

可能性がないわけではないですけれども、可能性がないことを前提に、可能性ではなくて、そういう事態が発生しないことを前提に今、スケジュールを組んでいますけれども、ただし可能性ゼロではないので、つまり今日で確約できる状況ではないので発表できないという状態ですが、こちらの思いとしては、必ず合意できる、2月10日までには必ず合意できるというつもりで協議を進めています。今日はそこまでしか申し上げられないという状況です。

◆司会

はい。その他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。  
それでは、本日の定例記者会見を終了させていただきます。

◆市長

はい。ありがとうございました。

◆司会

ありがとうございました。次回は、2月17日、火曜日の11時からの予定となります。  
よろしくお願いいたします。